

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた適切な健診受診について

令和2年5月26日付けで緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応ならびに、緊急事態宣言が再発出された場合の対応について新しく通知がなされております。下記に概要を記載しますので、趣旨をご理解いただき、感染状況を踏まえた健診機関の対応をご確認の上、健診を受診していただきますようお願いいたします。また、各健診機関の実施する感染症対策へのご協力をお願いいたします。

なお、感染が流行している地域に外出した場合、一定期間受診を受け付けない等受診条件が設定されている健診機関もありますので、受診前に必ずご確認ください。

<令和2年5月26日厚生労働省通知概要>

- ・緊急事態宣言対象地域において当初は「健診、保健指導は控える」よう通知がありましたが、この取り扱いは廃止。(疾病発見の遅れや症状の悪化につながる可能性があるため、緊急事態宣言下であっても、感染対策に十分留意した上で実施可)
- ・健診、保健指導については地域における感染の状況や感染拡大防止策を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。
- ・健康診断を実施するにあたっては、「3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避け、十分な感染防止対策を講じ、関係機関が適宜相談の上実施すること。
- ・受診者へ感染症対策について周知し(体調不良時には受診しない、消毒の徹底、マスク着用等)適切な感染拡大防止策を講じた上で実施すること。

資料1：[健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について \(PDF\)](#)

資料2：[感染症対策へのご協力をお願いします \(PDF\)](#)

以上